

意見書案 (令和3年6月定例議会)

| No. | 件名 | 提出会派 | 頁 |
|-----|---|-------|---|
| 1 | 東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会開催中止の決断を求める意見書(案) | 日本共産党 | 1 |
| 2 | 持続化給付金の再支給を求める意見書(案) | 日本共産党 | 2 |
| 3 | 土地利用規制法案の廃案を求める意見書(案) | 日本共産党 | 3 |
| 4 | 校則の改定プロセス明文化を求める意見書(案) | 日本共産党 | 4 |
| 5 | 学校教育におけるデジタルトランスフォーメーションを適切に進めるための意見書(案) | 公明党 | 5 |
| 6 | 東京都立高校の男女別定員を廃止し、性による不利益が生じない入試を求める意見書(案) | 市民の広場 | 6 |
| 7 | ヤングケアラー支援の体制強化を求める意見書(案) | 創 | 7 |

東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会開催中止の決断を求める意見書（案）

新型コロナウイルスの世界的感染が拡大する中で、東京 2020 オリンピック・パラリンピックの中止・再延期の声が国内外で広がっています。

自民党の二階俊博幹事長が今夏の東京五輪について「これ以上とても無理だということだったら、これはもうスパッとやめなきゃいけない」「五輪でたくさん病気をまん延させると、何のための五輪か分からない」と発言しました。「新型コロナウイルス感染症の収束がみえない中、聖火リレーや五輪・パラリンピックを実施することに疑問がある」と語る元選手もいます。コロナ禍での開催への根強い不信を反映しています。

東京 2020 オリンピック・パラリンピックでは、海外在住の一般観客の受入れをしないことが決定されました。しかし、一般客以外に選手、役員、メディアだけでも数万人規模の入国者が想定されます。世界的に流行している変異株に対処できる保証はありません。

大会には 1 万人の医療従事者のほか、選手のけがなどに対応する病院 30 カ所が必要とされていますが、日本国内でのワクチン接種の体制も整っていないのに、とても五輪には手が回らないとの声が出ています。このまま開催に突き進めば、東京 2020 オリンピック・パラリンピックが感染爆発の契機になりかねません。

5月に実施されたマスコミ各社の世論調査は、なべて五輪中止・延期が圧倒的です。（「朝日」再延期 40%、中止 43%／「毎日」再延期 23%、中止 40%／「読売」中止 59%／「共同通信」中止 59%）新聞通信調査会が 5 か国で実施した世論調査（3 月 20 日発表）では、「中止・延期すべきだ」との回答が圧倒的多数でした（タイは 95.6%、韓国は 94.7%、中国で 8 割以上、アメリカとフランスは 7 割以上を占めました）。

菅政権は、一刻も早く中止を決めて、国際オリンピック委員会をはじめ関係機関と話し合いに入るべきです。

よって、文京区議会は、政府及び国会に対して東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会の開催中止の決断を求めます。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出します。

年 月 日

文京区議会議長名

内閣総理大臣

文部科学大臣

東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会担当大臣 宛て

衆議院議長

参議院議長

持続化給付金の再支給を求める意見書(案)

新型コロナウイルス感染症に伴う営業自粛等により、中小企業、小規模事業者、新規事業者、フリーランス等を含む個人事業者に対して、昨年5月から「持続化給付金」が支給されましたが、今年2月15日に申請が終了しました。申請終了後も緊急事態宣言の発出が続き、緊急事態宣言が発出されている地域だけでなく、全国的に事業者の経営への影響が深刻になっています。

地域からは、新型コロナウイルスとの戦いが2年目に入って、政府は補助金や借金(貸付)のメニューを用意しているけれども給付金がないという声が圧倒的です。無利子無担保融資といっても返さなければいけない借金だし、経済産業省がいろいろ補助金を用意しているけれども、どれだけ需要が戻ってくるかわからない中で、いま投資を行うお金はない、いま必要なのは渡しきりのお金である給付金との声が広がっています。

GDPを見ても日本だけが先進国の中で経済の回復力が遅れています。これは明らかに資金を供給していないことが原因です。

よって文京区は、政府及び国会に対し、給付要件の緩和や事業規模に応じた配慮など、制度を改善し、持続化給付金を一度受給した事業者等に再支給することを含め、経済の回復の一助とすることを求めます。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出します。

年 月 日

文京区議会議長名

内閣総理大臣
経済産業大臣
衆議院議長
参議院議長

宛て

土地利用規制法案の廃案を求める意見書（案）

土地利用規制法案は、安全保障上、外国人の土地取引を規制することを目的としていますが、内容は、内閣総理大臣は、①自衛隊・米軍基地、海上保安庁施設などの「重要施設」の周囲おおむね1キロメートルと国境の離島を「注視区域」（四百数十か所）、これらのうち司令部を置く基地など特に重要とみなすものを「特別注視区域」（百数十か所の自衛隊基地）に指定します。その上で、これらの区域内にある土地・建物の所有者や賃借人などの情報を集め、「機能阻害行為」があれば中止を勧告・命令する。②「特別注視区域」では、一定規模の土地の所有権を移転するには事前届出を義務付けるというもので、従わなければ、最大で懲役2年の刑事罰とするものです。

政府は、調査事項は「氏名、住所、国籍等」と「利用状況」、調査方法は「現地・現況調査」、「不動産登記簿や住民基本台帳等の公簿収集」などと説明していますが、それらに限られる保証はありません。思想信条や所属団体、職歴、家族・交友関係、海外渡航歴などが調べられ、憲法が保障するプライバシー権や思想・良心の自由が侵害される恐れがあります。

法案は「個人情報保護に十分配慮」するとしていますが、努力規定にすぎず、恣意（しい）的運用に対する歯止めにはなりません。

調査の実施機関についても限定がなく、公安調査庁や警察、自衛隊が行うことも可能です。基地や原発に反対する住民の監視、反対運動の抑え込みにつながる危険もあります。琉球新報は「国に調査されるかもしれないというだけで、政府への批判的な言動を萎縮させ、施設から起きる騒音や環境汚染に抗議することをためらう空気を生むだろう」と指摘しています。

防衛省はすでに基地周辺の土地所有者数を調査しており、調査対象は46都道府県に広がり、司令部が置かれる主要基地に加え、無人のレーダー基地や分屯地なども網羅しています。政令で指定されるため無限定です。

よって、文京区議会は政府及び国会に対して、国民監視を強化し、基本的人権を踏みにじる土地利用規制法案は、徹底審議で廃案にするよう求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

年 月 日

文京区議会議長名

内閣総理大臣

防衛大臣

領土問題担当大臣 宛て

衆議院議長

参議院議長

校則の改定プロセス明文化を求める意見書（案）

髪が黒以外の色だったり、くせ毛の生徒に「地毛証明書」の提出を求める、下着の色を白と決め教員がチェックするなど、ブラック校則の問題が明るみに出ています。

そうした中、全国各地の教育委員会が校則の見直しを求める通知を各学校に出しはじめたことや、岐阜県教育委員会が県内すべての県立学校と特別支援学校合わせて83校に、「校則の改定プロセス明文化」を通知したことがニュースで報道され、話題になりました。

これまで、校則の改定プロセスが明文化されていないため、児童生徒が学校内で声を上げて受け流されるケースが多く、児童生徒の声が反映されるか否かは校長や教員の意識に大きく依存している現状がありました。そのため、「どうせ声を上げて無駄」と、その後は声を上げなくなり、のちの社会参加、政治参加の低さにもつながることになります。

校則の改定プロセスを明文化することは、生徒に「校則は変えられるものだ」というメッセージを送り、意思決定を生徒側にも開いていくことを意味します。ひいては、学校の民主化、主権者教育にもつながります。

子どもの権利条約には、子どもには意見を聴かれる権利があると意見表明権が定められています。「こども基本条例」が採択された東京都においてこそ、校則の改定プロセス明文化を率先して行うべきです。

よって、文京区議会は、東京都教育委員会に対し、校則の改定プロセス明文化の速やかな検討を強く求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

年 月 日

文京区議会議長名

東京都知事

東京都教育委員会教育長

宛て

学校教育におけるデジタルトランスフォーメーションを適切に進めるための意見書（案）

現在、教育の現場では、「誰一人取り残すことのない公正に個別最適化された学びや、創造性を育む学び」の実現を目指す「GIGAスクール構想」の一環で、児童生徒に一人一台の情報端末の貸与、並びに校内の高速ネットワーク整備が進められております。

また、これらのハード面の取組に加えて、児童生徒の「個別最適な学び」と「協働的な学び」の充実や、「特別な配慮を必要とする児童生徒の学習上の困難の低減に資するもの」として、「デジタル教科書」の導入も進められようとしています。

「GIGAスクール構想」に対しては、ICTを活用したオンラインでの授業や宿題の配付、さらにデジタル教科書やデジタルドリルの活用など、各人の状況に合わせた学習を推進することにより、多様な学びの実現と教員の負担軽減などへの期待が高まっています。

一方で、すべての教員が情報端末を活用した一定レベルの授業を行うことができるように、個人情報取り扱い及び管理も含めた教職員の資質の向上が求められます。また、デジタル教科書・教材は、学校から貸与された端末を使い、学校のシステムに接続する必要があり、例えば、転校先でも復習や学びが継続できる環境を整備しておくことも重要です。

さらに、デジタル教科書のみを使用した場合には、学習の基本能力である「読解力」の低下が危惧されます。そこで、各自治体において、Society5.0時代を生きる子どもたちに相応しい教育を推進するため、学校教育にICTを浸透させ、さらなる教育の充実を図るためのデジタルトランスフォーメーション（以下、DX）の実現に向けて取り組んでいくべきです。そのために、文京区議会は政府に対して、以下の事項について迅速に対応することを強く求めます。

記

- 1 情報端末の利活用、個人情報の取扱いなど、教育DXに対応する教職員研修の在り方について検討を進めること。
- 2 システムやソフトウェアの整備、情報端末や通信設備の修繕や定期更新など、教育DXに関する学校教育予算の充実・確保とその在り方について検討を進めること。
- 3 様々な会社の情報端末とデジタル教科書と個人認証システムの互換性を確保するための、統一規格について検討を進めること。
- 4 よく聞き、よく読み、よく書くなどの生涯学び続けるための基本的な「学ぶスキル」を身に付ける上で、紙面の活用と対面学習の併用を検討すること。

以上、地方自治法99条の規定により意見書を提出します。

年 月 日

文京区議会議長名

内閣総理大臣

財務大臣

宛て

総務大臣

文部科学大臣

東京都立高校の男女別定員を廃止し、 性による不利益が生じない入試を求める意見書（案）

都立高校の全日制普通科は全国の都道府県立高校で唯一の男女別定員を設定しています。

定員は、毎年都内の公立中学校の3年生の男女比を各校の定員に当てはめ、2021年度の入試は51.9%が男子枠、48.1%が女子枠でした。

男女別定員を設定しているため、合格ラインが男女で異なります。

著しい格差を防ぐため、都教育委員会は1998年の入試から、特に差が大きい傾向にある高校を対象に、定員の9割までは男女別に合否を判定し、残り1割は男女合同の順位で合格者を決めるという是正措置を行っていますが、2015年から2020年に実施した入試では、対象校の約8割で、女子の合格ラインが高かったことが判明しました。男子の合格最低点を上回った女子20人が不合格とされた事例もありました。

これらの合否判定の在り方は、明らかに女子受験生にとって不利益であり、経済的理由で都立高校しか選択肢がない女子生徒から夢を奪うこととなります。税の使途としてジェンダーの視点を欠くものです。

男女別定員制は、男子と女子で分けたそれぞれのグループに同じだけのチャンスを与えるという一見合理的な制度に見えますが、同じ得点を取った個人について、男女で異なる合格基準を適用し、性別により合否を変えるという全く非合理的な制度です。

東京都教育委員会は一般財団法人東京私立中学高等学校協会と令和元年9月に行った、令和2年度から令和6年度までの第五次中期計画の協議において、男女別定員について、「男女別定員による受験生における不公平感をなくし、より男女平等な入学者選抜とするために、男女別定員について見直しを含めた検討を進める必要がある」と自らが述べています。

よって文京区議会は、東京都知事、東京都教育委員会教育長に対し、ジェンダー平等への流れが強まっている時代において、一刻も早く性による不利益を生じさせない入試改革を行うことを強く求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

年 月 日

文京区議会議長名

東京都知事

宛て

東京都教育委員会教育長

ヤングケアラー支援の体制強化を求める意見書（案）

近年、「家族にケアを要する人がいる場合に、本来大人が担うようなケア責任を引き受け、家事や家族の世話、介護、感情面のサポートを行っている 18 歳未満の子ども」いわゆるヤングケアラーの存在が問題視され、ヤングケアラーの育ちや教育への支援を求める声が高まっています。

そのような世論の後押しを受け、国は 2020 年度末に全国調査を実施し、中学 2 年生の実に 5.7%（17 人に 1 人）、全日制高校生の 4.1%（24 人に 1 人）がヤングケアラーである実態が判明しました。

このような子どもたちを取り巻く深刻な状況から、国はヤングケアラーの支援について取り組むことを表明し、厚生労働省と文部科学省の副大臣を共同議長とするヤングケアラーの支援に向けた福祉・介護・医療・教育の連携プロジェクトチームが、2021 年 5 月 17 日に支援策を報告書に取りまとめました。

報告書には、早期発見・把握、悩み相談支援、関係機関連携支援、教育現場への支援、適切な福祉サービス等の運用の支援、幼い兄弟をケアするヤングケアラー支援、社会的認知度の向上等に取り組むべきことが指摘されています。

各自治体でも実態調査に乗り出していますが、地域の実状に合わせたヤングケアラー支援につなげていくためには、先の報告書の提案を早期に具体的な形で進めていく必要があります。

よって、ヤングケアラー支援強化に向け、政府及び国会に対して地方自治法第 99 条の規定により、次の事項に取り組むよう要望します。

記

- 1 国のプロジェクトチームの報告書に基づき、ヤングケアラーへの支援策を実施するための法整備等を早急に進めること。
- 2 ヤングケアラー支援に対する国、都道府県、市区町村、または事業者及び関係機関の役割を明らかにし、必要な支援が適切に推進できるよう国において財政措置を講ずること。

年 月 日

文京区議会議長名

内閣総理大臣

総務大臣

文部科学大臣

宛て

厚生労働大臣

衆議院議長

参議院議長